



ら・し・さ 通 信

2019（平成31）年 春号（第32号）



桜

撮影：三谷巖

おもな内容

●イベントのご案内

「終活アドバイザー協会講演会 in 大阪」「ら・し・さ®」の終活講座「ら・し・さサロン（見学会）」
「地域開催セミナー（長野市、郡山市、名古屋市）」など

●終活お役立ち情報

「不動産を売却する前に」「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」「自筆証書遺言に関する改正」

●民法（相続法）改正のおもなポイント

発行：NPO 法人ら・し・さ（終活アドバイザー協会）

理事長：若色 信悟

〒103-0027 東京都中央区日本橋 3-2-14 日本橋 KNビル 4F

TEL: 03-6264-4655（平日 10:00～17:00）

FAX: 03-6264-4656

E-Mail: kanri @ra-shi-sa.jp

ホームページ:



終活アドバイザー®

終活アドバイザー協会のメール・HP

E-Mail: info@shukatsu-ad.com

<https://www.shukatsu-ad.com>



2019/4/15 から、電話・ファクス
番号が左記に変わっています

「NPO 法人ら・し・さ」は、人生の後半期に訪れる、介護、住まい、葬式、お墓、相続などの様々な心配ごと、特にお金の問題に関する情報を集め、整理して提供しています。皆さまの必要に応じてお手伝いするファイナンシャル・プランナー（FP）を中心とした団体です。2016 年からは終活アドバイザー協会を運営しています。

イベントのご案内

詳しくは、ら・し・さ HP をご覧ください

終活アドバイザー協会講演会 in 大阪

第一部:「我が人生の終活 グレンミラーが奏でる『生前葬』を振り返って」

講師: 横林 清子氏 インタビュアー: 鹿野佐代子(ら・し・さ理事)

第二部:「円満相続のために知っておきたい7つのポイント」

講師: 平井 寛(ら・し・さ正会員)

日 時: 2019(平成 31)年 4 月 27 日(土) 13:30~16:45 (開場 13:10)

会 場: エル・おおさか 本館 6 階 606 会議室 大阪市中央区北浜東 3-14

(天満橋駅より西へ 300m、北浜駅より 500m)

参 加 費: 講演会のみ 1,000 円

講演会+懇親会 4,000 円

(いずれも、ら・し・さノート付き)

懇親会会場: エル・おおさか 本館 10 階

宴会場「竹の間」

講演会申込み締切: 4 月 25 日(木)

懇親会申込み締切: 4 月 15 日(月)



“ら・し・さ®”の終活講座

第 31 回終活講座 相続・基礎講座 第 3 回

2019 年 4 月 21 日(日) 13:40~16:40

「相続への備えⅡ」～相続対策(遺言)・遺族の生活(遺族給付・後見・信託)～

前 半: 「遺言の知識と実務」 後 半: 「遺族の生活を守る相続対策」

第 32 回終活講座 金融の基本とグリーフケア(仮)

2019 年 6 月 21 日(金) 13:40~16:40

第一部: 「金融商品の基礎～預貯金、有価証券、クレジットカード～(仮)」

第二部: 「グリーフケア～遺族の心のケア～(仮)」

参 加 費: 各回 5,000 円 会員: 各回 3,000 円 ※会員の方は会員番号をお知らせください。

定 員: 各回 50 名(先着順)

セミナー会場 (共通)

TKP 東京駅前会議室 カンファレンスルーム 1

東京都中央区日本橋 3-5-13 三義ビル 2F

●JR 東京駅 八重洲中央口徒歩 5 分

●東京メトロ 日本橋駅 B1 出口 徒歩 3 分



《今後のイベント予定》

終活アドバイザー協会講演会・会員交流会（東京開催）

2019年9月14日（土） 午後

会場：東京ウィメンズプラザ B1 ホール

交流会を開催します



終活アドバイザー協会講演会・会員交流会（大阪開催）

2019年4月27日（土） 13:30～

会場：エル・おおさか 本館 6階 606 会議室

交流会（懇親会）は、17:30～ 本館 10階宴会場「竹の間」

終活講座（東京開催）

第31回 2019年4月21日（日） 13:40～ 会場：TKP 東京駅前会議室 カンファレンスルーム1
相続・基礎講座 第3回「相続への備えⅡ」

第32回 2019年6月21日（金） 13:40～ 会場：TKP 東京駅前会議室 カンファレンスルーム1
「金融の基本とグリーフケア（仮）」

第33回 2019年8月 開催予定

「年金を学ぶ（仮）」

ら・し・さサロン（東京開催）

2019年5月29日（水）「見学会：SOMPO ケア ラヴィーレ光が丘公園」

介護施設見学、介護食試食、ミニセミナー

終活講座（地域開催）

＜名古屋市＞ 2019年9月28日（土） 13:30～ 会場：名古屋国際センター

テーマは未定

2019年度開催予定

＜仙台市＞ ＜福岡市＞

終活セミナー（地域開催）

＜長野市＞ 2019年5月11日（土） 13:45～16:30

会場：長野市生涯学習センター 3階第1、第2学習室

「親のこと、自らのセカンドライフを考え、エンディングノートを書いてみよう」

「想いをとどけるエンディングノート」

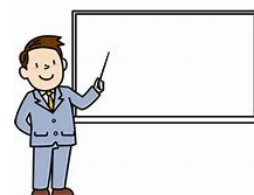
＜郡山市＞ 2019年5月26日（日） 14:00～16:40 会場：郡山商工会議所 4-2 会議室

「終活のポイントとエンディングノートの書き方」

「終活は人生の道しるべ ～自分史作りから始めよう～」

2019年度開催予定

札幌 盛岡 群馬 栃木 金沢 広島 高知 鹿児島など



★イベントへの参加費は、当日会場にてお支払いください★

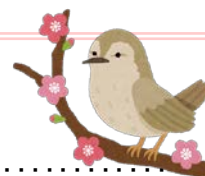
終活お役立ち情報

※終アド HP の会員ページ内「お役立ち情報」もご利用ください

終活をすすめていくと、日々の暮らし、身の回りの品から不動産などの大きな財産、医療・介護・年金などの社会保険制度や税金、相続、お葬式・お墓とさまざまな事柄が関係します。

こういった終活に関わる知識や経験を、「お役立ち情報」としてお届けします。

終活お役立ち情報 ①



不動産を売却する前に その1

.....
実家を相続したけれど、住んだり使ったりする予定がない場合は、その実家を売却することになるケースが多いと思います。

ところが、いざ売却しようとしても、さまざまな問題が明らかになり、売却できるまでに思わぬ時間や費用がかかったり、最悪の場合、売却そのものができなかつたりすることがあります。

実際に、どのような問題があるのでしょうか。

1. お隣との境界が分からない。お隣と境界でもめている。

不動産の売却にあたっては、土地の境界を明確にしておく必要があります。四角形の土地の場合、4 スミに境界杭がきちんと入っていれば、ほとんど問題はありますが、境界杭がない場合はお隣の人と立会いをして境界を決めなければいけません。

その作業は、通常は測量士か土地家屋調査士に依頼して行います。

ところが、立ち会ってみると、お隣の人と主張が異なり境界が決まらないことがあります。もっとやっかいなのは、お隣の人が行方不明、あるいは寝たきりで立ち会えない、などのケースです。その場合は、「筆界特定」や「境界確定訴訟」という方法もありますが、手続きに1年から数年の時間を要し、大きな費用もかかってしまいます。

実際にはスムーズに決まることも多いのですが、それでも立会いや境界杭の埋設に時間と費用がかかります。

2. 道路の問題(接道、法律上の道路、私道の持分)

このケースもとても多く見られます。

建物が建築できる土地は、法律上認められている道路(建築基準法上の道路といいます)に2メートル以上接している必要があります。ところが、そうではない土地がとてたくさんあります。

例えば、

- ・ 土地が**道路に接していない**ため、お隣の土地を通して出入りをしている。
- ・ 道路から通路を通して家に入出入りしているが、**通路の幅が2mに足りない**。
- ・ 道には接しているが、その道が**法律上の道路**ではない。
- ・ 法律上の道路に接しているが、その道路が私道で、その私道に持分をもっていない。

このようなケースでは、空き家を買っても建て替えができないため、なかなか売れないことになります。

また、道路問題の場合は、解決しようとしても、解決自体ができないケースや、解決までに多くの時間と費用を費やすことになるケースがたいへん多くなります。

その場合、近隣や行政も巻き込みながら解決を図るということになります。

終活お役立ち情報 ②

不動産を売却する前に その2



「空家を売却する前に その1」で、空き家の売却を難しくするケースを紹介しましたが、他にも以下のようなケースがあります。

3. 違法建築

よくあるのが、建ぺい率違反、容積率違反です。

建ぺい率とは土地に対する建物の建築面積(水平投影面積)の割合のことで、ひとことで言うと土地に対する1階部分の床面積の割合のことです。

地域によって建ぺい率は決められており、例えば建ぺい率 60%と定められている地域に住宅を建てるとき、敷地面積が 40 坪の場合、建築できる 1 階面積は、 $40 \text{ 坪} \times 60\% = 24 \text{ 坪}$ までとなります。同じように、容積率は、土地に対する建物の延べ床面積(2 階建の場合、1 階と 2 階の合計面積)の割合をいいます。

建物の面積がこの制限を超えていると違法建築となり、この住宅を買いたい人がいても、違法建築のままでは住宅ローンが借りられないため、売却が厳しくなります。

また、新築した時には違法建築ではなかったのに、その後増築をしたために、気づかぬうちに違法建築になっていたということもあります。

4. 越境問題

古い住宅地では、建物の軒や物置、塀などが越境していることがあります。またお隣や近隣の家の水道や下水道などがその家の敷地を通っていたり、その反対の場合もあります。

このケースでも、お隣同士で現状を確認して撤去しておくこと、もしも今すぐには撤去できなくても、将来の撤去に関する覚書を結んでおくことなどがが必要です。

物理的な要因以外にも、空き家の売却を困難にするケースがあります。

5. 相続登記されていない

売却をしようとして、謄本を調べてみたら、不動産の名義がはるか昔に亡くなった祖父や曾祖父のままになっている、などのケースもやっかいです。

相続登記(亡くなった人から不動産を受け継ぐ人に名義を変更する登記のこと)をするためには、法定相続人全員による遺産分割協議が必要になります。ところが相続登記をしないまま時間が経つと、相続人が亡くなってしまいうこともあります。その場合、今度は相続人の相続人の同意が必要になるのですが、そうなると新たに相続人となる人を探し出す手間が必要になる上に、相続人のひとりでも遺産分割について同意しないと相続登記さえできません。登記ができなければ、当然売却することもできません。

また最近、海外在住の相続人も多く、やりとりや手続きもたいへんです。

そのため相続が起こる前に、少なくとも親より先代の名義は親名義に登録しておくべきでしょう。

その他にも、兄弟姉妹の共有名義にしたために、売却金額がまとまらないケースや、売却に反対者がいるために売却ができないケース、遺品やゴミが多すぎて片付かないためにいつまでたっても売れないケースなどがあります。

これらの問題は、「空き家になる前に明らかにして解決を図る」ことがポイントになります。

しかし、このようなケースの一番の問題は、相続した人が「知らなかった」ということです。

実際に、相続した人が売却しようとして初めてこういった問題があったことを知らされることも多いのです。なかにはその家を所有していた被相続人(親など)でさえ知らなかったケースもあります。

そのために、住まいについても、日頃から親子・家族で話し合っておくことが大切で、問題を明らかにするために専門家に調査を依頼しても良いでしょう。

終活お役立ち情報 ③

公的年金等の受給者の扶養親族等申告書



平成 30 年 9 月より、平成 31(2019)年分の「扶養親族等申告書」の送付が始まりました。

送付される対象者は、65 歳未満で 108 万円以上、65 歳以上で 158 万円以上の老齢年金を受給されている方になります。(障害年金、遺族年金には税金はかからないので対象外です)。

この申告書は、平成 31 年 2 月以降に支払われる年金から源泉徴収する所得税を決定するために必要になります。各種控除を受けるためには、この「扶養親族等申告書」の提出が必須です。**提出しない場合は、各種控除が受けられないだけでなく、源泉徴収税率も異なります。**提出した場合の源泉徴収率は 5.105%、提出しなかった場合は 10.21%(いずれも復興特別所得税込)です。扶養親族がいない方であっても提出をすることにより、源泉徴収率は 5.105%になるので必ず提出しておきましょう。

昨年、平成 30 年分の「扶養親族等申告書」の様式(往復はがきから A3 用紙へ)や記入項目が大幅に変更されました。

そのため申告書の書き方を間違えた方が続出、さらにその申告書の情報を処理する会社での入力ミスも重なり、130 万人の方の 2 月に支給された年金から所得税が正しく控除されず、結果的に本来の支給額よりも少なかったということが新聞やニュースで報道され、厚生労働省や日本年金機構は批判を受けました。そのためか今回送付される申告書から様式が再度変更されました。

今回は A4 用紙で裏表の両面になります。

昨年度も申告書を提出されている方は【継続用】の申告書が送られてきますので、記載内容を確認して

㊦前年から「変更なし」で申告します。または

㊩前年から「変更あり」で申告します。のどちらかに○を付けます。

書き方の詳細につきましては、申告書に同封されている作成の手引きや日本年金機構のホームページをご覧ください。また、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

＜継続用＞

[illegible]

＜新規用＞

平成31年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

個人番号（または国民年金番号）

申告者（印）

関係年月 平成 年 月 日

関係年月 平成 年 月 日

※関係年（平成31年）で提出する場合は左記のように入力してください。

※申告者の方も含め、全ての方はこの申告書を提出する必要があります。

A 受給者

氏名	フリガナ	生年월日	性別	本人所得	配偶者所得	扶養親族の所得	扶養親族の所得
氏名	フリガナ	生年월日	性別	本人所得	配偶者所得	扶養親族の所得	扶養親族の所得

B 控除対象となる配偶者

配偶者の区分

氏名	フリガナ	生年월日	性別	本人所得	配偶者所得	扶養親族の所得	扶養親族の所得
氏名	フリガナ	生年월日	性別	本人所得	配偶者所得	扶養親族の所得	扶養親族の所得

C 扶養親族（親系）

氏名	フリガナ	生年월日	性別	本人所得	配偶者所得	扶養親族の所得	扶養親族の所得
氏名	フリガナ	生年월日	性別	本人所得	配偶者所得	扶養親族の所得	扶養親族の所得

D 扶養親族（子系）

氏名	フリガナ	生年월日	性別	本人所得	配偶者所得	扶養親族の所得	扶養親族の所得
氏名	フリガナ	生年월日	性別	本人所得	配偶者所得	扶養親族の所得	扶養親族の所得

E 扶養親族（孫系）

氏名	フリガナ	生年월日	性別	本人所得	配偶者所得	扶養親族の所得	扶養親族の所得
氏名	フリガナ	生年월日	性別	本人所得	配偶者所得	扶養親族の所得	扶養親族の所得

F 扶養親族（その他）

氏名	フリガナ	生年월日	性別	本人所得	配偶者所得	扶養親族の所得	扶養親族の所得
氏名	フリガナ	生年월日	性別	本人所得	配偶者所得	扶養親族の所得	扶養親族の所得

G 扶養親族（その他）

氏名	フリガナ	生年월日	性別	本人所得	配偶者所得	扶養親族の所得	扶養親族の所得
氏名	フリガナ	生年월日	性別	本人所得	配偶者所得	扶養親族の所得	扶養親族の所得

H 扶養親族（その他）

氏名	フリガナ	生年월日	性別	本人所得	配偶者所得	扶養親族の所得	扶養親族の所得
氏名	フリガナ	生年월日	性別	本人所得	配偶者所得	扶養親族の所得	扶養親族の所得

I 扶養親族（その他）

氏名	フリガナ	生年월日	性別	本人所得	配偶者所得	扶養親族の所得	扶養親族の所得
氏名	フリガナ	生年월日	性別	本人所得	配偶者所得	扶養親族の所得	扶養親族の所得

J 扶養親族（その他）

氏名	フリガナ	生年월日	性別	本人所得	配偶者所得	扶養親族の所得	扶養親族の所得
氏名	フリガナ	生年월日	性別	本人所得	配偶者所得	扶養親族の所得	扶養親族の所得

K 扶養親族（その他）

氏名	フリガナ	生年월日	性別	本人所得	配偶者所得	扶養親族の所得	扶養親族の所得
氏名	フリガナ	生年월日	性別	本人所得	配偶者所得	扶養親族の所得	扶養親族の所得

L 扶養親族（その他）

氏名	フリガナ	生年월日	性別	本人所得	配偶者所得	扶養親族の所得	扶養親族の所得
氏名	フリガナ	生年월日	性別	本人所得	配偶者所得	扶養親族の所得	扶養親族の所得

M 扶養親族（その他）

氏名	フリガナ	生年월日	性別	本人所得
----	------	------	----	------

＜日本年金機構ホームページより＞

終活お役立ち情報 ④

自筆証書遺言に関する改正



相続法の改正が公布されましたが、皆さんは具体的な内容をご存知ですか？
今回は自筆証書遺言に関する改正を取り上げてみます。

そもそも自筆証書遺言とは、簡単に言ってしまうと、遺言書の内容全部を自分の手書きで書く遺言書のことです。

これは法律で要件が決まっていますが、要件や形式に不備があった為に自筆証書遺言が無効になってしまう事例は数多くあり、自分の意思が実行されないということになってしまいます。

そこで高齢化の進展等の社会経済情勢の変化を鑑み、相続による争いを防止しようとする観点から改正されることになりました。

改正のポイントとしては3つです。

① 財産目録に関する改正

遺言書の財産目録部分に関しては、パソコン等で作成したものや不動産の登記簿謄本や銀行通帳のコピーなどの別紙添付等も可能となります。

全てのページへの署名捺印は必要となりますが、作成や書き換えが非常に楽になります。

② 保管場所に関する改正

法務局で自筆証書遺言を保管できるようになります。これにより遺言書の紛失や偽造のリスクを防ぐことができます。

③ 検認に関する改正

②でご紹介しました、法務局で保管された遺言書については検認手続き(※1)が不要となります。

検認手続きを行うと、遺言の内容を実現するまで 2~3 ヶ月かかることもありましたが、検認が不要になることで遺言書の内容の実現により早く取り掛かることができるようになります。

※1: 検認手続きとは自筆証書遺言が発見された後に家庭裁判所で遺言書の形状、日付、署名などの内容を明確にして、その後の遺言書の偽造等を防止する手続きです。

施行日は、①については 2019 年 1 月 13 日、②③については 2020 年 7 月 10 日になります。

これらの改正により、自筆証書遺言のデメリットである、不備や紛失、偽造等のリスク、検認の手間等が軽減されるため、自筆証書遺言がより利用しやすい身近なものになることが期待されます。

🌸 終活講座をパソコンやスマホで受講できます 🌸

「ら・し・さ」の終活講座」をビデオ(動画)で受講できます。動画配信サービスは、「生活経済研究所 長野 家計見直しセミナー」(URL: <https://fpi-j.tv/>) のサービスのひとつ(3ch ら・し・さチャンネル)として提供されています。終活アドバイザー協会会員は割引価格で受講できます。こちらどうぞ↓

3ch ら・し・さチャンネルサイト https://fpi-j.tv/category/3ch_rashisa

民法(相続法)改正のおもなポイント

2018年7月6日に、民法および家事事件手続法の一部を改正する法律が成立し、2019年以降に順次施行(法令が実行)されます。相続法の分野についてまとめてみました。遺言の見直しについては、P8の「終活お役立ち情報④」をお読みください。

遺産分割に関する見直しが行われます【2019/7/1～】

1. 婚姻期間20年以上の配偶者への居住用不動産の贈与等について

生活に役立つ物やお金を贈与されていた場合には、原則として特別受益となります。しかし改正後は、婚姻期間20年以上の配偶者に対して、居住用の土地や建物の生前贈与や遺贈があった場合には、原則として特別受益を受けたものとして取り扱わなくてよいこととします。

たとえば、相続人が妻と子で、財産が自宅(評価額3,000万円)と預貯金3,000万円で、妻に自宅の2,000万円の持ち分を生前贈与していたケースで比べてみます。改正前は生前贈与した2,000万円を特別受益として持ち戻し、妻が自宅をすべて取得して法定相続分どおりに分けるなら、預貯金は受け取れません。改正後は、妻が生前贈与された分は特別受益にならないので、夫名義分の1,000万円だけが遺産分割の対象となり、妻は自宅1,000万円と預貯金1,000万円受け取れます。

改正前

相続財産

3,000万円 + 3,000万円 = 6,000万円
(自宅) (預貯金)

法定相続分で分ける(1/2ずつ)

妻 3000万円(自宅 3,000万円)
子 3000万円(預金 3,000万円)

改正後

相続財産

1,000万円 + 3,000万円 = 4,000万円
(自宅) (預貯金)

法定相続分で分ける(1/2ずつ)

妻 2,000万円(自宅 1,000万円 + 預金 1,000万円)
子 2,000万円(預金 2,000万円)



2. 預貯金の仮払い制度

遺産分割前であっても、各相続人が単独で、預貯金のうち「法定相続分の1/3」の金額(1 金融機関150万円が上限)まで払い戻しできるようになります。

また、仮払いの必要性があるときには、家庭裁判所の判断で預貯金の仮払いが認められるようになります。

3. 相続開始後の共同相続人の財産処分

たとえば相続人が長男、長女、二男のきょうだい3人のケースで、長男が相続財産である預貯金を勝手に引き出してしまった場合、改正前は民事訴訟を起こしても、全額を取り戻すことは難しいのが実情でした。改正後は、長女と二男の合意により、長男が引き出した預貯金額を相続財産に含めた遺産分割ができるようになります。



配偶者の居住権が確保されます 【2020/4/1～】

相続発生後も一定期間、配偶者が自宅に住み続ける権利が確保できます。遺産分割手続き等が終わるまでの居住権を確保する「配偶者短期居住権」と、最終的な所有権は他の相続人に残しつつ、終身または一定期間の居住権を確保する「配偶者居住権」が新設されます。

1. 配偶者短期居住権

被相続人名義の建物に、相続開始時に配偶者が住んでいた場合に、配偶者は一定期間、無償でその建物を使用する権利を得られます。一定期間とは、次の期間です。

①配偶者がその建物の遺産分割に関与するときは、居住建物の帰属が確定する日までの間（ただし最低6ヵ月間は保障）

②居住建物が第三者に遺贈された場合や、配偶者が相続放棄をした場合には居住建物の所有者から権利の消滅請求を受けてから6ヵ月

最低6ヵ月という期間を設けたことで、すぐに追い出されることなく、次の住まいを見つけたり、荷物等を片づけたりする時間が確保できます。被相続人の同意などがなくても、この権利は保障されます。

2. 配偶者居住権

被相続人名義の建物に、配偶者が相続開始時に住んでいた場合、終身または一定期間、配偶者に建物を使用する権利を与えることができます。被相続人の遺言、または遺産分割協議で設定できます。

相続人が妻と子で、相続財産は自宅（3,000万円）と預貯金（3,000万円）の合計6,000万円の例で見てみましょう。法定相続分で分けるなら、妻が自宅を取得すると預貯金はもらえません。しかし、自宅の価値を、配偶者居住権と負担付き所有権に分けて（仮に各1,500万円ずつとする）、妻が居住権1,500万円と預貯金1,500万円を取得し、子が負担付き所有権1,500万円と預貯金1,500万円を取得すれば、妻は自宅に住み続けることができます。そして妻が亡くなったあとは、子が自宅の所有権を得ます。

この事例で、亡くなった夫と妻とは再婚で妻と先妻の子が養子縁組をしていない場合、夫が亡くなった後には、妻の親やきょうだいが妻の相続人となります。そのため、自宅を妻が相続してしまうと、妻死亡後には妻の親やきょうだいが相続することになってしまいます。この制度を利用すると、妻の居住権を守りつつ、将来は先妻の子に自宅を残すことができます。

妻が自宅を相続

相続財産

3,000万円+3,000万円=6,000万円
(自宅) (預貯金)

法定相続分で分ける(1/2ずつ)

妻 3,000万円(自宅 3,000万円)

子 3,000万円(預金 3,000万円)

配偶者居住権を設定

相続財産

3,000万円+3,000万円=6,000万円
(自宅) (預貯金)

法定相続分で分ける(1/2ずつ)

妻 3,000万円

(配偶者居住権 1,500万円+預金 1,500万円)

子 3,000万円

(負担付き所有権 1,500万円+預金 1,500万円)

その他のおもな改正 【2019/7/1～】

1. 遺留分制度に関する見直し

不公平な遺産分割で、ある相続人が遺留分(一定の相続人に最低限保障されている権利)を侵害されている場合、遺留分減殺請求を行うことができます。このとき、財産に不動産が含まれている場合には、不動産が共有状態になってしまいます。そのため、相続人間で話し合いがうまくいかないと、不動産が処分できなくなるなどトラブルが発生しがちです。

新たな制度では、遺留分の権利は金銭債権化されます。つまり、侵害している分を現金で払うことになります。不動産の共有を避けて、分割しやすい現金で解決できるようになります。請求時の名称も、「遺留分減殺請求」から「遺留分侵害額請求」へと変わります。

2. 相続の効力等に関する見直し(不動産登記)

現在は、相続させる遺言により取得した不動産を登記していなくても、第三者に対抗できます。しかし、遺言等の内容を知ることができない人は、本来の所有者がわからず困ることがありました。

改正後は、相続させる旨の遺言についても、法定相続分を超える部分については、登記等の対抗要件を備えてなければ、債務者・第三者に対抗することができません。

3. 寄与分制度の相続人以外の一定の親族への拡大

被相続人の療養看護を行った場合には、寄与分として、他の相続人より多く相続財産を受け取ることができます(所定の条件あり)。しかし、義理の老親と同居して面倒を見ても、義理の娘や息子は相続人ではないので、全く相続の権利がありません。こういった不公平をなくすため、相続人以外の一定の親族が被相続人の療養看護を行った場合には、特別寄与者として、相続人に対して金銭(特別寄与料)の支払いを請求できるようになります。

特別寄与者になれる親族は、①配偶者、②6親等内の血族、③3親等内の姻族です。ここでいう配偶者には、事実婚(内縁)の配偶者は含まれません。また特別寄与料は、被相続人から遺贈により受け取ったものとみなされて、相続税の対象となります。

相続においては、配偶者が他の相続人ともめることで、自宅から追い出されたり、十分な生活費が確保できなかったりすることで、その後の生活に困るケースが見られます。また、自宅などの不動産に関するトラブルも少なくありません。最近、世間を騒がせている空き家問題も、相続争いに関係しているケースは多いのです。

今回の改正では、①配偶者の生活を守る、②相続トラブルを未然に防ぐ、③トラブルが起こってしまった場合に解決しやすくする、などを重視した見直しが行われています。大きな改正ですので、その内容をよく理解して、適切な対策を行うことが大切です。

改正の詳細については、下記の法務省のサイトをご参照ください。

参照:法務省「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律について(相続法の改正)」

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00222.html

「ら・し・さノート®」・「活用ガイド」

「親亡きあとの支援ハンドブック～知的障がいの子を持つ親のために～」

NPO 法人ら・し・さ では、「ら・し・さノート®」及び「活用ガイド」、「親亡きあとの支援ハンドブック」を発行しています。ご希望の方は下記の方法にてご購入ください。

ら・し・さノート®

これまでの人生を振り返り、これからやりたいことを考えながら、財産を把握し、人生の後半期のことを書きとめておくためのノートです。医療や介護が必要になったときの希望や、葬式やお墓のことを記入するページもあります。自分史ノートやエンディングノートとしての役割を持たせることもできます。(全 46 頁)



500 円＋
消費税

活用ガイド

ノートを書くときの手引きとなるものが欲しい、という声にお応えして作成した「活用ガイド」は、実例とアドバイス、お役立ち情報満載のガイドブックです。(全 48 頁)



700 円＋消費税

親亡きあとの支援ハンドブック

知的障がいのあるお子さんを持つ親御さんが、お子さんやそのきょうだいのために何をしておくべきか、考えて行動するときの道しるべとなる一冊です。(全 48 頁)



800 円＋消費税

「ノート」&「ガイド」セット 1,200 円＋消費税
ノートとガイドが収納できるクリアファイルが付きます

【ご注文方法】

ら・し・さ の HP から、ご注文いただけます。HP からの注文では支払方法の選択ができます。
◇クレジットカード払い（手数料無料） ◇コンビニ払い・銀行振込など（手数料負担あり）
FAX、メール、ハガキによるご注文では、以下を明記してください。この場合、代金と送料は同封の郵便振替用紙でお支払いください（払込手数料の負担あり）。送料は一律 300 円です。

1. お名前
2. ご住所（送付先）
3. 電話番号
4. 必要冊数（ノート●冊、活用ガイド●冊、ノート&ガイド●セットなど）
5. どこでノートのことを知りましたか
6. 年代（「60 代」など） ※6 は差支えなければお書きください

※終活アドバイザー協会会員の方が、会員特別価格（ノート 10 冊以上）で購入される場合には、専用紙でご注文いただくか、会員番号をお伝えください。この場合の送料は 500 円です。

編集後記

新しい元号「令和」が発表になりました。「平成」には多くの大災害がありました。戦争がない平和な時代でありました。「令和」も戦争のない世の中であってほしいと願っております。

ところで、先日、高齢者肺炎球菌予防接種を受けてきました。「春眠暁を覚えず」ということもあるのですが、日頃の寝不足のせい、あるいは接種の副作用か、その日は眠くてしょうがありませんでした。

この肺炎予防接種は 65 歳以上の対象となる年齢の人が定期接種として受けた場合には公費助成があります。肺炎は日本人の三大死因のひとつであり、中でも高齢者は誤嚥性肺炎になることが多いようです。

誤嚥性肺炎は食道に行くべきものが気道に入ってしまう起こるものですから、のどの機能を維持しておくことも必要です。そのためには、日頃から腹式呼吸や発声練習などをして、口や舌、のどなどの器官を鍛えておきましょう。

（高伊 茂）